

受水槽方式により給水を受ける集合住宅等の検針・徴収《4方式》比較表

【戸数25戸、親メーター口径40ミリ、各戸メーター口径20ミリ、2ヶ月で1,000m³（1戸当り40m³）使用の場合】

（税込）

算定方式	① 親メーター方式	② 親メーター戸数割方式	③ 集中検針方式	④ 普通検針方式
検針・集金方法 【料金計算式】 ※ は請求額	親メーターを検針し、水道料金等は給水装置所有者又はその管理人に一括請求します。 【料金計算式】 全体：1,000m ³ ・ ・ ・ 225,060円 （基本料金（口径40ミリ） ・ ・ ・ 4,400円 従量料金 ・ ・ ・ 220,660円）	親メーターを検針し、メーター口径13ミリで各戸が均等に使用したとみなし計算し、料金は給水装置所有者又はその管理人に一括請求します。 【料金計算式】 各戸：40m ³ ・ ・ ・ 4,950円 （基本料金（口径13ミリ）1,210円 従量料金 ・ ・ ・ ・ ・ 3,740円） 全体：4,950円×25戸 = 123,750円	受信装置に表示される各戸メーター（所有者設置メーター）の指示値を検針し、料金は各戸ごと請求します。 【料金計算式】 各戸：40m ³ ・ ・ ・ 5,280円 （基本料金（口径20ミリ）1,540円 従量料金 ・ ・ ・ ・ ・ 3,740円） ≪参考≫ 全体：5,280円×25戸 = 132,000円	各戸のメーター（市設置メーター）を検針し、料金は各戸ごと請求します。 【料金計算式】 各戸：40m ³ ・ ・ ・ 5,280円 （基本料金（口径20ミリ）1,540円 従量料金 ・ ・ ・ ・ ・ 3,740円） ≪参考≫ 全体：5,280円×25戸 = 132,000円
確認書	「集合住宅等の検針・徴収方法の確認書」の提出が必要です。			
契約書	必要なし	「集合住宅等の検針及び徴収に関する契約書」による契約が必要です。		
選定届	「給水装置所有者代理人・管理人選定変更届」の提出が必要です。			
施設分担金の計算	1,210,000円 （口径40ミリに応じた分担金）	2,750,000円（口径13ミリ×戸数 110,000円×25戸）		
水道メーターの設置・取替	・ 親メーターは市が設置・取替します。 ・ 各戸メーターは原則不要です。ただし、所有者において各戸にメーターを取付けた場合、給水装置所有者又はその管理人は、計量法の規定により、8年ごとに各戸メーターの取替を行う必要があります。	・ 親メーターは市が設置・取替します。 ・ 各戸に集中検針メーター、建物に集中検針盤の設置が必要です。給水装置所有者又はその管理人は、計量法の規定により、8年ごとに各戸メーターの取替を行う必要があります。	・ 親メーター、各戸メーターは市が設置・取替します。	